



企業・団体名	特定非営利活動法人 栗原市障害者就労支援センター	事業内容	障害者総合支援法に基づく就労支援事業、及び地域活動支援センター事業(栗原市より受託)、並びに障害者雇用促進法に基づく障害者就業・生活支援センター事業(国・県より委託)の3つの事業を行っております。		
連絡先	住所	〒 987-2251 宮城県栗原市築館藤木4番53号			
	Tel	0228-22-7051	Fax	0228-22-7052	担当者 伊東良太
支援可能対象団体	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 PTA、その他協働教育団体			支援可能人数	【職場見学】 1~15名程度 【就業体験】 1~2名程度 【講師・指導者の派遣】 1名
支援可能地区	栗原市、登米市、大崎市 上記以外は相談を承ります。			支援可能時期	時期については随時相談を承ります。
支援分野	福祉・医療・健康・介護に関すること (障がいのある方の就労支援に関する理解促進、若者の就労相談)				
支援内容	【職場見学】 一般企業等への就労を希望される障がいのある方や働く希望や意欲を持った障がいのある方が行うグループ作業等、就労に向けたトレーニング内容の説明と実際行う活動を見学することが可能です。 なお、事業所外(企業内訓練)で行う活動の見学について、ご希望がある場合は相談を承ります。 【就業体験】 当事業所を利用希望される方(障害福祉サービスの利用が可能な方)の体験受け入れは行っておりますが、外部の方の就業体験とした受け入れはございませんが、ご希望がある場合は相談を承ります。 【講師・指導者の派遣】 人生において、いつかは働く時期を迎えることとなります。社会生活を送る上で「働く」ことはとても大切なことです。長く・永く働き続けるためには、幼少期からの「働くために必要なチカラ」を身につける習慣が大切であることをこれまでの支援例を交え、ご説明いたします。				
過去の支援例	【職場見学】 民生委員・児童委員の研修会、同業者である福祉事業所職員と利用者様の研修として行っております。 【職場体験】 サービス利用を希望される方を対象に行っております。 【講師派遣】 民生委員・児童委員の定例会、支援学校の保護者会、支援学校の生徒を対象に行っております。				
支援にあたり特記・注意事項	職場見学や就業体験時において、利用いただく障がいのある方やそのご家族、作業訓練では受託先企業の承諾が必要となることより、写真の撮影については事前にご相談させていただきます。 講師・指導者の派遣について、パワーポイントを使用する講義となりますので、機材(スクリーン、プロジェクター)等、事前にご相談させていただきます。				
業務の紹介やPR	栗原地域において障がいのある方の就労支援の仕組みづくりを図るため、平成19年12月に法人設立以来、就労意欲や就労の可能性のある障がいのある方に対して、主に障害者総合支援法に基づく、障がい福祉サービスを提供し、就労促進や自立に向けた支援に取り組んできました。 NPO法人として『誰もが働ける社会と互いに支え合う地域づくり』を目指すため、障がいのある方の就労支援を主とし、これまで培ってきた経験を基に多様な支援を実践しながら地域社会へ貢献していく活動を行っております。				
ホームページ	【誰もが働ける就労支援】 ・障がいのある方に対する就労支援 ・触法障がい者に対する就労支援 ・生活困窮者(障がいのある)への就労支援 ・若年者の就労支援				
	【互いに支え合う地域づくり】 ・みんなが主役の元気な地域づくりセミナーの開催 ・地域啓発セミナーの開催				